

改正 ISM コード（発効：2015 年 1 月 1 日）適用に関するガイダンス

Section	現行	改正	解説
6.2	<p>会社は、各船舶に、旗国及び国際的要件に従った免状、資格を有し、かつ、身体適正な者を配乗することを確実にしなければならない。</p>	<p>会社は、各船舶に次の要件を満たすことを確実にしなければならない。</p> <p>.1 旗国及び国際的要件に従った免状、資格を有し、かつ、身体適正な者を配乗すること、及び</p> <p><u>.2 船上の安全運航の確保における全ての局面を包含できるように適切な配乗を行うこと。*</u></p> <p><u>* 機関が決議 A.1047(27)において採択した「最少安全人員配置の基準」を参照すること。</u></p>	<p>管理会社は、IMO Res.A.1047(27)「最少安全人員配置の基準」を参照して、各管理船舶に対する配乗手順の見直しを行い、必要に応じて SMS マニュアルを改訂することが必要と考えられる。</p>
12.2	<p>(新設)</p>	<p><u>会社は、ISM に関連する業務を委託した全ての者たちが、ISM コードに基づく会社の責任に従って活動しているかどうか定期的に検証しなければならない。</u></p>	<p>管理会社は、ISM に関連する業務に対する責任と権限を有していることから、業務を委託している場合の取扱いは既に会社の安全管理システムに取り入れられている。</p> <p>しかし、管理会社は、IMO MSC-MEPC.7/Circ.8 「会社のための国際安全管理(ISM)コード実施のための改正ガイドライン」(特に、9 項「会社の責任」)を参照して、手順の見直しを行い、必要に応じて SMS マニュアルを改訂することが必要と考えられる。</p>